

2014 年 4 月 24 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 322 号 ）

中国銀行業監督管理委員会、 商業銀行ファクタリングで弁法を公布 融資基準の整備等を求める

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国銀行業監督管理委員会（CBRC）は、2014 年 4 月 10 日付で『商業銀行ファクタリング業務管理暫定弁法』（中国銀行業監督管理委員会令 2014 年第 5 号、以下『弁法』という）を公布しました。ファクタリングサービスを提供する商業銀行等の金融機関に対し、融資可能な顧客企業や売掛代金の基準を制定し、業務管理を厳格化するように求めています。

□ 融資不可の売掛代金を明確化

今回の『弁法』公布には、金融機関によるファクタリング業務の規範化を図る狙いがあります。その背景には、銀行によるファクタリング業務の取扱が急増する中、一部の商業銀行がファクタリングの名目で通常の貸付を行ったり、審査を甘くしたりしたケースが少なくなかったものとみられています。

『弁法』はまず、ファクタリング業務を「債権者による売掛代金の譲渡を前提として、売掛代金の取立、管理、貸倒担保および融資を集めて一体と

【図表】『弁法』におけるファクタリング業務の分類

分類		定義
サービス 対象の 所在地	国内型	債権者・債務者双方が国内に存在するファクタリング業務
	国際型	債権者・債務者の少なくとも一方が国外（保税區等を含む）に存在するファクタリング業務
求償権	遡及型	債務者が支払不能となった場合、金融機関が債権者に売掛代金の買戻しを請求できるファクタリング業務
	非遡及型	金融機関が売掛代金の貸倒リスクを引き受けるファクタリング業務
サービス 提供者 の数	単独型	金融機関 1 社が売買双方にサービスを提供するファクタリング業務
	複数型	金融機関 2 社（2 支店）が売主・買主にそれぞれサービスを提供するファクタリング

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

した総合的な金融サービス」と定義するとともに、売掛代金の取立、売掛代金の管理、貸倒保証、融資（売掛代金の買取）のいずれかを提供しているサービスをファクタリング業務とみなすことを明記して

います（第 6 条）。また、売掛代金は「企業が商品、サービスもしくはリース資産の提供により形成した金銭債権およびそれに生じる収益」を指し、「手形もしくはその他の有価証券により生じる支払請求権を含まない」としています（第 8 条）。

『弁法』は金融機関に対し、ファクタリングによる融資が可能な顧客企業や売掛代金の基準を制定するよう求めています（第 13 条）。さらに、非合法的取引契約、委託販売契約、売主が義務の履行を完了していない将来の売掛代金、権利帰属が不明確な売掛代金、手形や有価証券により生じる支払請求権に対しては、ファクタリングによる融資を提供してはならないと規定しています。

金融機関が単独型のファクタリング業務を取り扱う場合、売主（債権者）に代金回収専用の口座を開設するよう求め、専用口座の資金の流れを監視して、銀行融資が優先的に返済されるようにしなければなりません（第 16 条）。一方、複数型の場合は、金融機関が買主（債務者）側のファクタリング提供者の参入基準を制定し、銀行以外の提供者をリスト管理するよう求めています（第 12 条）。

このほかに『弁法』は、金融機関が買主の信用リスク発生により立替義務を負った場合、立替金をバランスシートに計上し、不良債権に分類して管理しなければならないとも規定しています（第 31 条）。

□ 取引の真実性確認を要求

『弁法』は、売掛代金の根拠となる取引の真実性審査の重要性を強調。金融機関が「顧客および取引等の関連状況に対して有効なデューデリジェンスを行い」、「顧客が発票の虚偽発行もしくは貿易契約、物流、回収金の偽造等の手段を通じて悪意を持って融資を騙し取ることを避けなければならない」と規定しています（第 15 条）。

これは昨年、一部の企業が架空の貿易取引によりファクタリングを含むトレードファイナンスを利用して外貨を調達、人民元転して運用し利鞘を獲得する不正行為に及んだことで、外貨が大量に流入し、為替相場の一方向的な人民元高につながったことが背景にあるとも推察されます。国家外貨管理局は、2013 年 12 月 6 日付で『銀行のトレードファイナンス業務における外貨管理の完善化に関連する問題についての通達』（匯発[2013]44 号）¹を公布し、違法な外貨流入に対する取締りやトレードファイナンス取扱銀行に対する検査を強化しています。

＊

『弁法』は、公布日より施行されています。その詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 10 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

¹ 同通達の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 293 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。
⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.293.pdf

(日本語仮訳)

**中国銀行業監督管理委員会
令 2014 年第 5 号**

『商業銀行ファクタリング業務管理暫定弁法』は、中国銀行業監督管理委員会 2013 年第 21 回主席会議を通過した。ここに公布し、公布日より施行する。

主席 尚福林
2014 年 4 月 10 日

商業銀行ファクタリング業務管理暫定弁法

第 1 章 総則

- 第1条** 商業銀行によるファクタリング業務の経営行為を規範化し、ファクタリング業務のプルーデンス経営管理を強化し、ファクタリング業務の健全な発展を促進するため、『中華人民共和国契約法』、『中華人民共和国物権法』、『中華人民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国商業銀行法』等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 中華人民共和国国内で法に基づき設立した商業銀行が経営するファクタリング業務は、本弁法を遵守しなければならない。
- 第3条** 商業銀行が取り扱うファクタリング業務は、法に基づくコンプライアンス、プルーデンス経営、平等・自主、公平・信用の原則に従わなければならない。
- 第4条** 商業銀行が取り扱うファクタリング業務は、業務発展とリスク管理の関係を適切に処理しなければならない。
- 第5条** 中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は、本弁法および関連法律・法規に基づき商業銀行のファクタリング業務に監督管理を実施する。

第 2 章 定義および分類

- 第6条** 本弁法がいうファクタリング業務とは、債権者による売掛代金の譲渡を前提として、売掛代金の取立、管理、貸倒担保および融資を集めて一体とした総合的な金融サービスである。債権者がその売掛代金を商業銀行に譲渡し、商業銀行がそれに以下のサービスの少なくとも 1 項を提

供する場合、ファクタリング業務とする。

- (1) 売掛代金の取立：商業銀行が売掛代金の支払期限に基づき、主体的に、もしくは債権者の要求に応じて、電話・書簡・訪問等の方式を採用して、もしくは法律手段等を運用して債務者に対して取立を行うこと。
- (2) 売掛代金の管理：商業銀行が債権者の要求に基づき、定期的もしくは不定期にそれに売掛代金に関する回収状況、支払期限超え代金の状況、明細書等の財務および統計報告表を提供し、それに協力して売掛代金の管理を行うこと。
- (3) 貸倒担保：商業銀行と債権者がファクタリング協議を締結した後、債務者のために信用限度額を確定し、合わせて認可限度額内において、債権者の商業紛争のない売掛代金に対し、約定した支払担保を提供すること。
- (4) ファクタリング融資：売掛代金の合法的、有効な譲渡を前提とする銀行融資サービス。

売掛代金を質権設定する貸付は、ファクタリング業務の範囲に属さない。

第7条 商業銀行は、「権利帰属が確定、譲渡が明確」の原則に基づき、債権の真実性を厳格に審査して確認し、売掛債権の初期権利帰属の明確な確定、これまでの譲渡の証憑の完全性、権利責任に争議がないことを確保しなければならない。

第8条 本弁法がいう売掛代金とは、企業が商品、サービスもしくはリース資産の提供により形成した金銭債権およびそれに生じる収益を指すが、手形もしくはその他の有価証券により生じる支払請求権を含まない。

第9条 本弁法がいう売掛代金の譲渡とは、売掛代金と関連する全部の権利および権益の譲渡を指す。

第10条 ファクタリング業務の分類。

- (1) 国内ファクタリングおよび国際ファクタリング
基礎取引の性質および債権者、債務者の所在地に基づき、国際ファクタリングおよび国内ファクタリングに分類する。
国内ファクタリングは、債権者および債務者が共に国内にあるファクタリング業務である。
国際ファクタリングは、債権者および債務者の少なくとも一方が国外（保税區、自由貿易區、国内通關外等を含む）にあるファクタリング業務である。
- (2) 遡及型ファクタリングおよび非遡及型ファクタリング
商業銀行が債務者の破産、売掛代金の不当な滞納もしくは償還不能のときに、債権者に

売掛代金を逆譲渡する、債権者に売掛債権の買戻す、もしくは融資の返還を要求することができるか否かに基づき、遡及型ファクタリングおよび非遡及型ファクタリングに分類する。

遡及型ファクタリングとは、売掛代金の期限到来で債務者から回収できないとき、商業銀行が債権者に売掛代金を逆譲渡する、債権者に売掛債権の買戻す、もしくは融資の返還を要求することができることを指す。遡及型ファクタリングは、買戻し型ファクタリングとも言う。

非遡及型ファクタリングとは、売掛代金が商業紛争等のない状況において全額償還を得ることができない場合、商業銀行が売掛代金の貸倒リスクを引き受けることを指す。非遡及型ファクタリングは、買切り型ファクタリングとも言う。

(3) 単独ファクタリングおよび複数ファクタリング

ファクタリング業務に参加するファクタリング機構の数に基づき、単独ファクタリングおよび複数ファクタリングに分類する。

単独ファクタリングは、ファクタリング機構 1 社が単独で売買双方のためにファクタリングサービスを提供することである。

複数ファクタリングは、ファクタリング機構 2 社がそれぞれ売買双方のためにファクタリングサービスを提供することである。

売買双方のファクタリング機構が同一銀行の異なる分支機構である場合、原則として複数ファクタリングとみなす。商業銀行は、関連業務管理弁法において同時に、買主のファクタリング機構および売主のファクタリング機構としての職責を明確化しなければならない。

保険会社が買主の信用リスクを引き受ける銀行—保険協力は、複数ファクタリングとみなす。

第 3 章 ファクタリング融資の業務管理

第11条 商業銀行は、本弁法に基づき具体的なファクタリング融資商品に対して定義を行い、自行の状況に基づき適度な業務範囲を確定し、ファクタリング融資の顧客参入標準を制定しなければならない。

第12条 複数ファクタリング業務において、商業銀行は適格な買主ファクタリング機構に対して参入標準を制定し、買主ファクタリング機構が非銀行機構である場合、リスト制管理を採用し、合わせて厳格な参入退出標準と手順を制定しなければならない。

第13条 商業銀行は、自行の内部統制水準およびリスク管理能力に基づき、ファクタリング融資業務とみなすことに適合する売掛代金標準を制定し、売掛代金の範囲を規範化しなければならない。

商業銀行は、非合法な取引基礎の契約、委託販売契約、将来の売掛代金、権利帰属が不明確な売掛債権、手形もしくはその他の有価証券により生じる支払請求権等に基づいてファクタリング融資業務を展開してはならない。

将来の売掛代金とは、契約に係る売主の義務の履行が完了していない予定売掛代金を指す。

権利帰属が不明確な売掛代金とは、権利帰属に不確定性のある売掛代金を指し、すでにその他の銀行もしくは商業ファクタリング会社等の第三者において質権設定もしくは譲渡を行った売掛代金を含むがこれに限らない。質権者による抵当権・質権の解除・放棄の書面同意を得た場合、および譲受人による売掛代金の権利帰属譲渡の書面同意を得た場合を除く。

手形もしくはその他の有価証券により生じる支払請求権とは、手形もしくはその他の有価証券の所有者が、手形もしくは有価証券により生じる基礎取引の売掛代金書類を必要とせずに、手形もしくは有価証券そのもののみに依拠して手形もしくは有価証券の主債務者に手形の記載する金額により支払うよう請求することができる権利を指す。

第14条 商業銀行がファクタリング融資業務を受理するとき、買主および／もしくは売主の信用、経営および財務状況を厳格に審査し、質権設定、譲渡しているか否か、および支払期限の構造等を含む、ファクタリング融資予定の売掛代金の状況を分析し、買主の支払意向、支払能力および売主の買戻し能力を合理的に判断し、売買契約等の資料の真実性と合法性を審査しなければならない。サービス、請負工事もしくはその他の非販売商品の原因により生じた売掛代金、または売買双方が関連企業である売掛代金に対し、取引背景の真実性およびプライシングの合理性を厳格に審査しなければならない。

第15条 商業銀行は、顧客および取引等の関連状況に対して有効なデューデリジェンスを行い、取引相手、取引商品、貿易習慣等の内容に対して重点的に審査を行い、合わせて関連書類の原本もしくは銀行が認める電子貿易情報等の方式を通じて、関連取引行為の真実合理性の存在を確認し、顧客が発票の虚偽発行もしくは貿易契約、物流、回収金の偽造等の手段を通じて悪意を持って融資を騙し取ることを避けなければならない。

第16条 単独ファクタリング融資において、商業銀行は基礎取引の真実性を厳格に審査しなければならないほか、さらに売主もしくは買主一方を確定して運転資金の貸付を参照して与信管理を行い、受理と調査、リスク評価およびアセスメント、支払およびモニタリング等の全プロセスにおけるコントロールを厳格に実施しなければならない。

第17条 商業銀行は、単独ファクタリング業務を行うとき、ファクタリング契約において原則として、

売主に売掛代金の回収に用いるファクタリング専用口座等の関連口座を開設するよう要求しなければならない。商業銀行は、専門担当者を指定してファクタリング専用口座の資金の出入状況に対して監視制御を行い、資金がまず銀行融資の返済に用いられることを確保しなければならない。

第18条 商業銀行は、融資の利息、ファクタリング手数料、現金割引、過去の代金受取記録、業界の特徴等の売掛代金の希釈要素を十分に考慮し、ファクタリング業務の融資比率を合理的に確定しなければならない。

第19条 商業銀行が展開するファクタリング融資業務は、売掛代金の支払期限等の要素に基づき融資期限を合理的に確定しなければならない。商業銀行は、代金受取期限日と融資返済期限日の間の時間期間を期限緩衝期として設置しなければならない。期限緩衝期は、売買双方の過去の取引記録、業界慣例等の要素に基づき合理的に確定しなければならない。

第20条 商業銀行がファクタリング融資を提供するとき、遡及型ファクタリングは融資金額により債権者の信用情報に組み入れ、非遡及型ファクタリングは債権者および債務者の信用情報に組み入れない。商業銀行が担保支払もしくは立替を行うとき、ファクタリング業務のリスクの実質により債権者もしくは債務者の信用情報への組入を決定しなければならない。

第4章 ファクタリング業務のリスク管理

第21条 商業銀行は、トレードファイナンス業務の発展戦略を科学的なプルーデンスにより制定し、合わせて全行の統一戦略計画に組み入れ、科学的に有効なトレードファイナンス業務の意思決定手順および奨励・制約メカニズムを構築し、ファクタリング業務のリスクを効果的に防止・コントロールしなければならない。

第22条 商業銀行は、詳細で規範的なファクタリング業務管理弁法およびオペレーション規程を制定し、業務範囲、関連部門の職能分担、与信および融資制度、業務オペレーションフローならびにリスクの管理制御、モニタリングおよび処置等の政策を明確化しなければならない。

第23条 商業銀行は、定期的にファクタリング業務の政策および手順の有効性を評価し、内部監査監督を強化し、業務の穏健な運営を確保しなければならない。

第24条 ファクタリング業務の規模が比較的大きく、複雑度が比較的高い商業銀行は、必ず専門のファクタリング業務部門もしくはチームを設立し、専門の従業員を配置し、商品の研究開発、業務オペレーション、日常管理およびリスクコントロール等の業務に責任を負わせなければならない。

ない。

第25条 商業銀行は、ファクタリング業務を直接展開しなければならず、売掛代金の取立、管理等の業務を第三者機構にアウトソーシングしてはならない。

第26条 商業銀行は、ファクタリング業務を統一与信管理に組み入れ、各種ファクタリング業務に係わるリスク類別を明確化し、売主の融資リスク、買主の支払リスク、ファクタリング機構のリスクに対してそれぞれ特別の管理を行わなければならない。

第27条 商業銀行は、全行統一のファクタリング業務授權管理体系を構築し、総行による上から下への授權管理を実施し、授權を経ずに、または授權を超えてファクタリング業務を行ってはならない。

第28条 商業銀行は、ファクタリング業務に対して完全なフロント・ミドル・バック管理フローを構築し、フロント・ミドル・バックは職責が明晰で相対的に独立していなければならない。

第29条 商業銀行は、ファクタリング業務のリスク管理を全面的なリスク管理体系に組み入れ、合わせて動態的に売主もしくは買主の経営、管理、財務およびキャッシュフロー等の重大なリスク情報に注目し、定期的に売主と買主の帳簿を照合し、ファクタリング業務のリスクを効果的に管理制御しなければならない。

第30条 商業銀行は、ファクタリング業務のITシステムの建設を強化しなければならない。ファクタリング業務の規模が比較的大きく、複雑度が比較的高い銀行は、電子化業務オペレーションおよび管理システムを構築し、与信限度額、取引データおよび業務フロー等の面でリアルタイムモニタリングを行い、合わせてデータの保管およびバックアップ業務を適切に遂行しなければならない。

第31条 買主の信用リスク発生により、ファクタリング銀行が立替払の義務を履行した後、立替金をオンバランスに計上し、不良債権に列挙して管理を行わなければならない。

第32条 商業銀行は、『商業銀行資本管理弁法（試行）』の要求に基づき、ファクタリング業務のリスクの実質に基づき、リスク加重資産を計量し、資本を引き当てなければならない。

第5章 法律責任

第33条 商業銀行が本弁法に違反してファクタリング業務を経営した場合、中国銀行業監督管理委員会

およびその派出機構はそれに期限付きの是正を命令する。銀行に以下のいずれかの状況があった場合、中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』第 37 条が規定する監督管理措置を採用することができる。

- (1) 要求に基づきファクタリング業務管理弁法およびオペレーション規程を制定せずにファクタリング業務を展開した場合、
- (2) 本弁法第 13 条、第 16 条のファクタリングとみなす業務の規定に違反した場合、
- (3) 業務審査、融資管理、リスク処置等のフローで職責を尽くしていない場合。

第34条 商業銀行がファクタリング業務を展開するとき、以下のいずれかの状況が存在する場合、中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は本弁法第 33 条に基づき監督管理措置を採用するほか、『中華人民共和国銀行業監督管理法』第 46 条、第 48 条に基づき処罰を実施することもできる。

- (1) ファクタリング業務の不適切な経営管理により信用リスクの重大な損失が発生した、深刻なオペレーションリスク損失事件が発生した場合、
- (2) 許可されていない関連取引、形を変えた標準引下といった規定違反を通じてファクタリング業務を行った場合、
- (3) 立替金等に対して会計記録を真実、正確に行っていない、または虚偽の会計処理でファクタリング業務のリスクの実質を隠蔽した場合、
- (4) 本弁法の規定に重大に違反するその他の状況。

第 6 章 附則

第35条 政策性銀行、外国銀行支店、農村合作銀行、農村信用社、ファイナンスカンパニー等のその他の銀行業金融機関がファクタリング業務を展開する場合、本弁法を参照して執行する。

第36条 中国銀行業協会は、会員単位に対する自律、協調、規範的職能を十分に発揮し、銀行ファクタリング業務の業界自律メカニズムを構築して持続的に完備化しなければならない。

第37条 本弁法は、中国銀行業監督管理委員会が解釈に責任を負う。

(中国語原文)

中国银行业监督管理委员会 令 2014 年第 5 号

《商业银行保理业务管理暂行办法》已经中国银监会 2013 年第 21 次主席会议通过。现予公布，自公布之日起施行。

主席：尚福林
2014 年 4 月 10 日

商业银行保理业务管理暂行办法

第一章 总则

- 第一条** 为规范商业银行保理业务经营行为，加强保理业务审慎经营管理，促进保理业务健康发展，根据《中华人民共和国合同法》、《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》等法律法规，制定本办法。
- 第二条** 中华人民共和国境内依法设立的商业银行经营保理业务，应当遵守本办法。
- 第三条** 商业银行开办保理业务，应当遵循依法合规、审慎经营、平等自愿、公平诚信的原则。
- 第四条** 商业银行开办保理业务应当妥善处理业务发展与风险管理的关系。
- 第五条** 中国银监会及其派出机构依照本办法及有关法律法规对商业银行保理业务实施监督管理。

第二章 定义和分类

- 第六条** 本办法所称保理业务是以债权人转让其应收账款为前提，集应收账款催收、管理、坏账担保及融资于一体的综合性金融服务。债权人将其应收账款转让给商业银行，由商业银行向其提供下列服务中至少一项的，即为保理业务：

- (一) 应收账款催收：商业银行根据应收账款账期，主动或应债权人要求，采取电话、函件、上门等方式或运用法律手段等对债务人进行催收。
- (二) 应收账款管理：商业银行根据债权人的要求，定期或不定期向其提供关于应收账款的回收情况、逾期账款情况、对账单等财务和统计报表，协助其进行应收账款管理。

- (三) 坏账担保：商业银行与债权人签订保理协议后，为债务人核定信用额度，并在核准额度内，对债权人无商业纠纷的应收账款，提供约定的付款担保。
- (四) 保理融资：以应收账款合法、有效转让为前提的银行融资服务。

以应收账款为质押的贷款，不属于保理业务范围。

第七条 商业银行应当按照“权属确定，转让明责”的原则，严格审核并确认债权的真实性，确保应收账款初始权属清晰确定、历次转让凭证完整、权责无争议。

第八条 本办法所称应收账款，是指企业因提供商品、服务或者出租资产而形成的金钱债权及其产生的收益，但不包括因票据或其他有价证券而产生的付款请求权。

第九条 本办法所指应收账款的转让，是指与应收账款相关的全部权利及权益的让渡。

第十条 保理业务分类：

(一) 国内保理和国际保理

按照基础交易的性质和债权人、债务人所在地，分为国际保理和国内保理。

国内保理是债权人和债务人均在境内的保理业务。

国际保理是债权人和债务人中至少有一方在境外（包括保税区、自贸区、境内关外等）的保理业务。

(二) 有追索权保理和无追索权保理

按照商业银行在债务人破产、无理拖欠或无法偿付应收账款时，是否可以向债权人反转让应收账款、要求债权人回购应收账款或归还融资，分为有追索权保理和无追索权保理。

有追索权保理是指在应收账款到期无法从债务人处收回时，商业银行可以向债权人反转让应收账款、要求债权人回购应收账款或归还融资。有追索权保理又称回购型保理。

无追索权保理是指应收账款在无商业纠纷等情况下无法得到清偿的，由商业银行承担应收账款的坏账风险。无追索权保理又称买断型保理。

(三) 单保理和双保理

按照参与保理服务的保理机构个数，分为单保理和双保理。

单保理是由一家保理机构单独为买卖双方提供保理服务。

双保理是由两家保理机构分别向买卖双方提供保理服务。

买卖双方保理机构为同一银行不同分支机构的，原则上可视作双保理。商业银行应当在相关业务管理办法中同时明确作为买方保理机构和卖方保理机构的职责。

有保险公司承保买方信用风险的银保合作，视同双保理。

第三章 保理融资业务管理

第十一条 商业银行应当按照本办法对具体保理融资产品进行定义，根据自身情况确定适当的业务范围，制定保理融资客户准入标准。

第十二条 双保理业务中，商业银行应当对合格买方保理机构制定准入标准，对于买方保理机构为非银行机构的，应当采取名单制管理，并制定严格的准入准出标准与程序。

第十三条 商业银行应当根据自身内部控制水平和风险管理能力，制定适合叙做保理融资业务的应收账款标准，规范应收账款范围。商业银行不得基于不合法基础交易合同、寄售合同、未来应收账款、权属不清的应收账款、因票据或其他有价证券而产生的付款请求权等开展保理融资业务。

未来应收账款是指合同项下卖方义务未履行完毕的预期应收账款。

权属不清的应收账款是指权属具有不确定性的应收账款，包括但不限于已在其他银行或商业保理公司等第三方办理出质或转让的应收账款。获得质权人书面同意解押并放弃抵质押权利和获得受让人书面同意转让应收账款权属的除外。

因票据或其他有价证券而产生的付款请求权是指票据或其他有价证券的持票人无需持有票据或有价证券产生的基础交易应收账款单据，仅依据票据或有价证券本身即可向票据或有价证券主债务人请求按票据或有价证券上记载的金额付款的权利。

第十四条 商业银行受理保理融资业务时，应当严格审核卖方和/或买方的资信、经营及财务状况，分析拟做保理融资的应收账款情况，包括是否出质、转让以及账龄结构等，合理判断买方的付款意愿、付款能力以及卖方的回购能力，审查买卖合同等资料的真实性与合法性。对因提供服务、承接工程或其他非销售商品原因所产生的应收账款，或买卖双方为关联企业的应收账款，应当从严审查交易背景真实性和定价的合理性。

第十五条 商业银行应当对客户和交易等相关情况进行有效的尽职调查，重点对交易对手、交易商品及贸易习惯等内容进行审核，并通过审核单据原件或银行认可的电子贸易信息等方式，确认相关交易行为真实合理存在，避免客户通过虚开发票或伪造贸易合同、物流、回款等手段恶意骗取融资。

第十六条 单保理融资中，商业银行除应当严格审核基础交易的真实性外，还需确定卖方或买方一方比

照流动资金贷款进行授信管理，严格实施受理与调查、风险评估与评价、支付和监测等全流程控制。

第十七条 商业银行办理单保理业务时，应当在保理合同中原则上要求卖方开立用于应收账款回笼的保理专户等相关账户。商业银行应当指定专人对保理专户资金进出情况进行监控，确保资金首先用于归还银行融资。

第十八条 商业银行应当充分考虑融资利息、保理手续费、现金折扣、历史收款记录、行业特点等应收账款稀释因素，合理确定保理业务融资比例。

第十九条 商业银行开展保理融资业务，应当根据应收账款的付款期限等因素合理确定融资期限。商业银行可将应收账款到期日与融资到期日间的时间期限设置为宽限期。宽限期应当根据买卖双方历史交易记录、行业惯例等因素合理确定。

第二十条 商业银行提供保理融资时，有追索权保理按融资金额计入债权人征信信息；无追索权保理不计入债权人及债务人征信信息。商业银行进行担保付款或垫款时，应当按保理业务的风险实质，决定计入债权人或债务人的征信信息。

第四章 保理业务风险管理

第二十一条 商业银行应当科学审慎制定贸易融资业务发展战略，并纳入全行统一战略规划，建立科学有效的贸易融资业务决策程序和激励约束机制，有效防范与控制保理业务风险。

第二十二条 商业银行应当制定详细规范的保理业务管理办法和操作规程，明确业务范围、相关部门职能分工、授信和融资制度、业务操作流程以及风险管控、监测和处置等政策。

第二十三条 商业银行应当定期评估保理业务政策和程序的有效性，加强内部审计监督，确保业务稳健运行。

第二十四条 保理业务规模较大、复杂度较高的商业银行，必须设立专门的保理业务部门或团队，配备专业的从业人员，负责产品研发、业务操作、日常管理和风险控制等工作。

第二十五条 商业银行应当直接开展保理业务，不得将应收账款的催收、管理等业务外包给第三方机构。

第二十六条 商业银行应当将保理业务纳入统一授信管理，明确各类保理业务涉及的风险类别，对卖方融资风险、买方付款风险、保理机构风险分别进行专项管理。

第二十七条 商业银行应当建立全行统一的保理业务授权管理体系，由总行自上而下实施授权管理，不得办理未经授权或超授权的保理业务。

第二十八条 商业银行应当针对保理业务建立完整的前中后台管理流程，前中后台应当职责明晰并相对独立。

第二十九条 商业银行应当将保理业务的风险管理纳入全面风险管理体系，动态关注卖方或买方经营、管理、财务及资金流向等风险信息，定期与卖方或买方对账，有效管控保理业务风险。

第三十条 商业银行应当加强保理业务 IT 系统建设。保理业务规模较大、复杂程度较高的银行应当建立电子化业务操作和管理系统，对授信额度、交易数据和业务流程等方面进行实时监控，并做好数据存储及备份工作。

第三十一条 当发生买方信用风险，保理银行履行垫付款义务后，应当将垫款计入表内，列为不良贷款进行管理。

第三十二条 商业银行应当按照《商业银行资本管理办法（试行）》要求，按保理业务的风险实质，计量风险加权资产，并计提资本。

第五章 法律责任

第三十三条 商业银行违反本办法规定经营保理业务的，由银监会及其派出机构责令其限期改正。商业银行有下列情形之一的，银监会及其派出机构可采取《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条规定的监管措施：

- （一）未按要求制定保理业务管理办法和操作规程即开展保理业务的；
- （二）违反本办法第十三条、第十六条规定叙做保理业务的；
- （三）业务审查、融资管理、风险处置等流程未尽职的。

第三十四条 商业银行经营保理业务时存在下列情形之一的，银监会及其派出机构除按本办法第三十三条采取监管措施外，还可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六、第四十八条实施处罚：

- （一）因保理业务经营管理不当发生信用风险重大损失、出现严重操作风险损失事件的；
- （二）通过非公允关联交易或变相降低标准违规办理保理业务的；

- (三) 未真实准确对垫款等进行会计记录或以虚假会计处理掩盖保理业务风险实质的；
- (四) 严重违反本办法规定的其他情形。

第六章 附则

第三十五条 政策性银行、外国银行分行、农村合作银行、农村信用社、财务公司等其他银行业金融机构开展保理业务的，参照本办法执行。

第三十六条 中国银行业协会应当充分发挥自律、协调、规范职能，建立并持续完善银行保理业务的行业自律机制。

第三十七条 本办法由中国银监会负责解释。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。